

決議案第5号

令和2年12月17日

石岡市議会

議長 池田正文 殿

教育福祉環境委員会

委員長 勝村孝行

公共工事の分割発注に係る監査請求に関する決議

標記の決議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び石岡市議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

公共工事の分割発注に係る監査請求に関する決議（案）

地方自治法第98条第2項の規定により，次のとおり石岡市監査委員に対し監査を求め，その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

(1) 石岡市教育委員会が平成30年度末に発注した石岡運動公園体育館に関する工事において，手摺改修工事，トイレ小便器交換工事，外構フェンス工事が不自然に分割され，いずれも随意契約で発注されたことの事務的な適正性について

(2) 上記工事のうちトイレ小便器交換工事の設計中，1階トイレ南側小便器交換工事に共通費を算定していないことの適正性と，仮に算定した場合には，限度額（130万円）を超えてしまう工事を随意契約としたことの適正性について

2 監査結果の報告期限

令和3年第2回定例会まで

3 監査請求の理由

地方公共団体が締結する契約については，原則として会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項により「競争に付さなければならない」とされ，随意契約は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項その他により限定的に認められているに過ぎない。

石岡市においては，石岡市財務規則（平成17年条例第56号）第137条により随意契約の対象となる予定価格の額を定めているが，当然のことながら，正当な理由なく1つの工事を分割し，随意契約締結可能な予定価格の額におさまるよう工事を分割することは，法の趣旨に反した行為である。

今回，「1 監査請求を求める事項」に記載した各工事は，一般的にみて

それぞれ1つの工事として発注されるべきものと思料され、その分割と随意契約の締結には、不当な事務手続きの疑いがある。よって、その事務手続きの理由等を明らかにし、問題があった際は、その改善策を示して事後の適正な事務の執行に資さなければならない。

また、トイレ小便器交換工事の設計については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）等によって発注者に対し現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう適切な仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成が求められているところ、当該設計書には共通費の算定が見られない状況である。1階トイレ南側小便器交換工事に共通費算定が行われていないことが不当であるとするれば、上記の法の趣旨に反し、公共工事における安全性を無視した行為と言わざるを得ず、そのような不当な設計が行われた原因、経緯等を明らかにするとともに、事後の適正な事務執行及び公共工事の安全性の確保を図る必要がある。